平成２３年（フ）第３０３３号
大阪府東大阪市立花町17番７号
債務者　山下　　晃
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４４８号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―1305号
債務者　前田　憲治
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４６６号
大阪府四條畷市南野５丁目11番５号　ビューテラス畷Ａ205
債務者　茂野　俊章
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５７３号
大阪市此花区春日出中１丁目９番13号　ハイツ東邦204号
債務者　三谷　良輔
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６１５号
大阪府高槻市登美の里町25―６―３Ｃ　千原方、住民票上の住所大阪府茨木市鮎川１丁目６番１号
債務者　三永塗装こと　三永比呂志
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８３０号
大阪府豊中市中桜塚３丁目８番６号
債務者　國廣　英二
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９３９号
大阪府寝屋川市三井が丘５丁目７番109―505号
債務者　鴫原　智恵
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１８９号
大阪市住吉区苅田５丁目７番11号　第３コーポ栄１―Ａ号
債務者　奥山　久代
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１９８号
大阪市東住吉区駒川１丁目10番３号
債務者　白岩　鼎治
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２０５号
大阪市港区築港４丁目２番20―902号
債務者　髙藤みゆき
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２３８号
大阪府門真市大橋町20番23号
債務者　田畑　千秋
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２４６号
大阪府高槻市明野町14番１号
債務者　山本　昭子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２５９号
大阪市都島区都島本通２丁目14番７―603号
債務者　柳井まどか
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２６１号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目16番13号
債務者　富田　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２７９号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目20番７号　コスモマンション515号室
債務者　沢田秀章こと　金　　秀章
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３０６号
大阪市住之江区新北島７丁目２番27―505号
債務者　杉野美紀子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３５４号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ３―1211号
債務者　荒木　伸一
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３６１号
大阪府枚方市東山１丁目26番地の10
債務者　髙木　恵美（旧姓板東）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部